

京都市告示第132号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成21年11月20日付けで認可した石倉町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出、平成8年2月19日付けで認可した釜座町町内会の代表者変更の届出、平成16年8月25日付けで認可した山国自治会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月9日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
石倉町内会	京都市左京区岩倉長谷町 577番地19	京都市左京区岩倉長谷町 517番地29

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
石倉町内会	宮本 保江	恩庄 明
釜座町町内会	宮田 幸夫	長谷川 明
山国自治会	田中 稔	田中 章仁

3 代表者の住所

	変更前	変更後
石倉町内会	京都市左京区岩倉長谷町 577番地19	京都市左京区岩倉長谷町 517番地29
釜座町町内会	京都市中京区三条通西洞 院東入釜座町2番地	京都市中京区三条通西洞 院東入釜座町5番地
山国自治会	京都市右京区京北大野町 清水22番地	京都市右京区京北大野町 清水58番地

(文化市民局地域自治推進室)